

1 開催目的

第2期宮城県がん対策推進計画において重点的に取り組むべき課題の一つとされた働く世代へのがん対策を充実させるため、関係者からの意見をいただき、第3期当該計画の策定に反映させるもの。

2 検討内容

- 働く世代のがん検診受診状況と受診率の向上対策
- がん患者等の就労しやすい環境づくり対策

3 開催回数等

第1回	○目的について ○働く世代の現状（がん罹患率・がん検診率・がん死亡率）について ○他都道府県の対策について
第2回	○働く世代のがん予防・がん検診受診率向上・死亡率減少対策について ○がん患者等の就労を含めた社会的対策について

4 出席者

- がん検診関係者（働く世代のがん検診等について精通する関係者）
- 市町村がん検診関係者（市町村におけるがん検診等について精通する関係者）
- がん相談センター関係者（働く世代の就労相談等について精通する関係者）
- 労働・雇用行政機関関係者（雇用問題等について精通する関係者）
- 企業関係者（中小企業関係者） 等

5 スケジュール（イメージ）

年	月	協議会・ワーキンググループ	(参考) 国・がん検診のあり方に関する検討会
平成28年	4月	○第1回がん対策推進協議会 ○ワーキンググループ(働く世代) 第1回 ※がん検診のあり方に関する検討会議の職域検診実態調査の結果・分析等の動きを見ながら第2回を開催予定。 ○ワーキンググループ(働く世代) 第2回	○第17回がん検診のあり方検討会 ※職域検診実態調査の結果・分析等 ○第18回がん検診のあり方検討会 ※国のワーキンググループの検討結果を受けた取りまとめ等 ※夏以降, 基本計画に関連することは, がん対策推進協議会で引き続き議論等
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
29年	12月		
	1月	○第2回がん対策推進協議会	
	2月		
3月			

宮城県がん対策推進協議会におけるワーキンググループ(働く世代)について

設置の根拠：宮城県がん対策推進協会条例第6条の規定により、会長が宮城県がん対策推進協議会に諮って設置
構 成 員：宮城県がん対策推進協議会委員から会長が指名する（5名程度）

【参考】

宮城県がん対策推進協議会条例（抜粋）

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。